名称　船越運河南口防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（船越運河南口防波堤外端）
北緯　三三―〇三―〇三
東経　一三二―二六―〇〇
変更した事項
灯質　連成不動単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十六年二月二十六日

名称　田浦七ツ瀬南西灯浮標
位置
所在地　只埼（熊本県葦北郡芦北町）の西南西方約八五〇メートル
北緯　三二―二一―二八
東経　一三〇―二八―四二
変更した事項
光度　実効光度四〇カンデラ
変更年月日　平成二十六年二月二十六日

○海上保安庁告示第五十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　岡村港西C防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県今治市（岡村港西C防波堤外端）
北緯　三四―一〇―五八
東経　一三二―五三―〇七
変更した事項
灯質　連成不動単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
変更年月日　平成二十六年二月二十七日

名称　高茂埼灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（高茂埼）
北緯　三二―五四―二五
東経　一三二―二八―三五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・〇メートル　平均水面上から灯火まで一四二メートル
変更年月日　平成二十六年二月二十八日

名称　三瓶二及碁石消波堤灯台
位置
所在地　愛媛県西予市（二及碁石消波堤外端）
北緯　三三―二二―一四
東経　一三二―二四―一八
変更した事項
灯質　連成不動単閃緑光　毎四秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・七メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十六年三月三日

名称　六島無線方位信号所
位置
所在地　岡山県笠岡市（六島）
北緯　三四―一八―〇〇
東経　一三三―三二―〇一
変更した事項
電波の型式及び周波数　Ｐ〇Ｎ　九、四一〇ＭＨｚ（±）九〇ＭＨｚ
空中線電力　四〇〇ミリワット
通常方位測定区域　二二度から二九〇度までの半径約一二海里の円内の海面
記事　九、三二〇ＭＨｚから九、五〇〇ＭＨｚまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号Ｃ（－・－・）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十六年三月四日

名称　葉山港Ａ防波堤灯台
位置
所在地　神奈川県三浦郡葉山町（葉山港Ａ防波堤外端）
北緯　三五―一七―〇四
東経　一三九―三三―五三
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十六年三月四日

名称　佐田岬港第一防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県西宇和郡伊方町（佐田岬港第一防波堤外端）
北緯　三三―二一―五〇
東経　一三二―〇三―〇五
変更した事項
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十六年三月六日

名称　三ツ子島無線方位信号所
位置
所在地　鍋島灯台（香川県坂出市）の南方約一・二キロメートル
北緯　三四―二二―一八
東経　一三三―四九―二二
変更した事項
電波の型式及び周波数　Ｐ〇Ｎ　九、四一〇ＭＨｚ（±）九〇ＭＨｚ
空中線電力　四〇〇ミリワット
通常方位測定区域　半径約一四海里の円内の海面
記事　九、三二〇ＭＨｚから九、五〇〇ＭＨｚまでの周波数を使用するレーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号Ｑ（－－・－）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十六年三月八日

名称　清水港新興津防波堤北仮設灯台
位置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三〇
東経　一三八―三一―四三
変更した事項
位置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三一
東経　一三八―三一―四五
変更年月日　平成二十六年三月十日

名称　小田原港二号防波堤灯台
位置
所在地　神奈川県小田原市（小田原港二号防波堤外端）
北緯　三五―一四―一九
東経　一三九―〇九―〇一
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十六年三月十日

○海上保安庁告示第六十号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月七日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　日向沖波浪観測灯浮標
位置
所在地　細島灯台（宮崎県日向市）の東南東方約二二キロメートル
北緯　三二―二三―一二
東経　一三一―五四―三六
塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質　群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光度　実効光度一〇〇カンデラ
光達距離　五・〇海里
点灯年月日　平成二十六年三月十一日
記事　一　附属施設　レーダー反射器二
九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所管理